

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、法令及び公益財団法人矯正協会（以下「本会」という。）の定款に基づき、本会の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

2 定時理事会は、毎年度6月及び3月の年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第101条第2項の規定により監事から会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第3条 理事会は、第2項及び第3項の場合を除き、会長が招集する。

2 第2条第3項第3号による場合は当該請求をした理事が、同項第5号による場合は当該請求をした監事が招集する。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第4条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 理事会において会長が欠席したとき、又は欠けたときにおける議長は、理事長がこれに当たる。

3 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第6条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(監事の出席)

第7条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第8条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事会の決議)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事等の報告又は説明)

第10条 議長は、議題付議の宣告後、必要があると認めるときは、理事長、常務理事及び監事又は当該議題若しくはこれに係る議案の提案者に対し、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において、理事長、常務理事及び監事又は当該議題若しくはこれに係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 第2条第3項第2号から第5号までの規定による招集の場合には、議長は、その理事又は監事に議題の説明を求めなければならない。また、必要があると認めるときは、理事長、常務理事又は監事にこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行の動議)

第11条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに裁決してなければならない。

(表決)

第12条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、表決に付さなければならない。この場合において、議長は、一括して審議した議題については、一括して表決に付することができる。

2 議題原案に対して修正案が提出された場合には、議長は、原案に先立ち修正案から表決に付するものとする。

3 議長は、表決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

4 議長は、表決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

ア 本会の業務執行の決定

イ 代表理事(会長及び理事長)及び業務執行理事(常務理事)の選定及び解職

ウ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

エ 重要な財産の処分及び譲受け

オ 多額の借財

カ 重要な使用人の選任及び解任

キ 重要な組織の設置、変更及び廃止

ク 内部管理体制の整備

ケ 事業計画書及び収支予算書の承認

- コ 事業報告書及び計算書類等の承認
 - サ その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項
- ア 下記の規則の制定, 変更及び廃止
 - ① 本会の財産の管理及び運用に関する規則
 - ② 事務局の組織及び運営に関する規則
 - ③ 会員に関する規則
 - ④ その他本会の運営に関する規則
 - イ 常務理事の業務分担
 - ウ 顧問の選任
 - エ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
- ア 重要な事業その他の契約の締結, 解除, 変更の承認
 - イ 代表理事(会長及び理事長)及び業務執行理事(常務理事)の報酬等
 - ウ その他理事会が必要と認める事項
- 2 第1項第1号のイの事項のうち, 国家公務員出身者である代表理事候補者及び業務執行理事候補者からの代表理事(会長及び理事長)及び業務執行理事(常務理事)の選定又は再任については, 役員候補者審議委員会から提出された候補者名簿に基づいて審議の上, 決議するものとする。
- (理事の競業及び利益相反取引の制限)
- 第17条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第84条の規定に基づき, 理事は, 次に掲げる場合には, 理事会において, 当該取引につき重要な事実を開示し, その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事は, 前項に規定する取引をしようとする場合は, 次の事項を明示して理事会の承認を受けるものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 3 前項に示した事項について変更する場合も, 事前に理事会の承認を受けるものとする。
- (理事会への報告)

- 第18条 代表理事（会長及び理事長）及び業務執行理事（常務理事）は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 第17条第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 5 前項の規定は、第1項の規定による報告については、適用しない。

第5章 理事会に関する事務

（理事会に関する事務）

第19条 理事会に関する事務は、本会の事務局長がこれを行う。

第6章 雑則

（改廃）

第20条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規則は、公益財団法人矯正協会の設立の登記の日から施行する。（平成25年3月14日理事会議決）

附則

（施行期日）

改正後の本規則は、平成29年3月14日から施行する。（平成29年3月14日理事会議決）

別表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - (1) 本規則第2条第3項第2号の規定による会長以外の理事の請求を受けて招集されたもの
 - (2) 本規則第2条第3項第3号の規定により会長以外の理事が招集したもの
 - (3) 本規則第2条第3項第4号の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - (4) 本規則第2条第3項第5号の規定により監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 本規則第18条第2項の規定による理事の報告
 - (2) 本規則第18条第3項の規定による監事の報告
 - (3) 本規則第7条の規定による監事の意見
- 6 定款第35条第2項の規定により議事録署名人とされた代表理事(会長及び理事長)以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名
- 7 議長の氏名

II 本規則第9条第3項の規定による理事会の決議の省略

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項の提案をした理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 本規則第18条第4項の規定による理事会への報告の省略

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名